

## 国土審議会 計画部会ヒアリング資料（総括）

## ・食料・農業・農村を巡る状況

食料自給率は低下しつづけ平成 17 年度で 40%。主要先進国でもっとも低い水準。耕作面積もこの 40 年間で 609 万 ha から 469 万 ha に減少。農業従業者の減少や高齢化と相まって農業の生産構造の脆弱化が進行。

地域農業の担い手を育成・確保し、担い手への農地の利用集積を促進し、構造改革を進めていくことが必要。

消費者は健康志向等の中でバランスの良い健全な食生活に対する関心が高まっている。

農業は食料を供給するだけではなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等多面的な機能を有している。近年、ゆとり・安らぎなどの価値観が重視される中で豊かな自然環境や美しい景観に触れ合うことのできる農業や農村への期待が高まっている。

食料自給率の現状

耕地面積の減少と食料自給率

世界の人口と食料需給の動向

耕作放棄地面積の推移と発生要因

農業構造の実態

農村の現状

食の安全・安心に対する関心の高まり

多面的機能の発揮

## ・食料・農業・農村に関する施策の展開

## 1 食料・農業・農村基本法等の制定

平成 11 年、食料・農業・農村基本法を制定。「食料の安定供給の確保」、「農業の有する多面的な機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」を基本理念として掲げている。

食料・農業・農村基本法

食料・農業・農村基本計画

## 2 食料・農業・農村基本計画に基づいた施策

### (1) 食料自給率目標の設定

食料自給率目標値については、カロリーベースで5割以上を目標としつつ、平成27年度にカロリーベースで45%、生産額ベースで76%。

#### 新たな食料自給率目標の設定

### (2) 農業の持続的な発展に関する施策

農業の構造改革を加速化するよう、品目横断的経営安定対策を導入し、従来から講じている米の生産調整支援策を見直す。また地域政策として農地・水・環境保全向上対策を導入。

担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積、農外からの新規参入促進。

アジア諸国の所得水準の向上や世界的な日本食のブームを好機と捉え、高品質で安全な農産物の輸出を促進

バイオマスを活用して持続的に発展可能な「バイオマス・ニッポン」の実現

#### 経営所得安定対策等大綱

#### 担い手の育成・確保と新規参入の促進

#### 知的財産の創造・保護・活用（産地ブランドの発掘）

#### 輸出の促進に向けた戦略的取組

#### バイオマス総合利活用の推進

### (3) 農村の振興等に関する施策

農村における生産基盤と生活基盤の一体的、総合的な整備の推進、農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上への支援

都市住民に農村で活動する機会や食と農への認識を深め、これを通じた都市と農村の共生・対流を促進

#### 農業農村の整備と保全

#### 農業生産基盤の整備

#### 農村の総合的な整備

#### 中山間地域等直接支払制度

#### 農地・水・環境保全向上対策について

#### 災害に強い安全で安心な農地・農村の形成

#### 都市と農村の共生対流等

#### 都市と農山漁村との共生・対流の推進

#### 都市農業の振興

#### 再チャレンジ、人生二毛作（団塊世代の定年帰農）の推進

( 4 ) 食の安全、食育や地産地消の推進等

食の安全や消費者の食に対する信頼を確保

望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

地域の農業者と消費者を結びつけ、「顔が見え、話ができる」関係を構築

食品産業クラスター形成の推進

食の安全と消費者の信頼確保の徹底

食育の推進

地産地消の推進

食品産業クラスターの推進状況